

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成31年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
31--4--8:振替	*4,037:SMBC(サカイ材カ)	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 案分の説明 100%
		産経新聞 H31.3月分 ¥4,037-
		案分率

2019年03月分
下山手通5

領 収 証

No. I- 213-0007-000

兵庫県議会 公明党県民会議議員団 様

お知らせ 領収日2019年4月8日

銘 柄	部	金 額
産経新聞セット	1	4,037
合 計		¥ 4,037
(内消費税等)		(¥299)

産経新聞三宮専売所
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-14-10
TEL: 078-392-1017 FAX: 078-392-1038

4/8

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3	31--4-23: 振替: *4,900: SMBC(ニッケイバンク)	共通案分率 50%
		25%
		それ以外の案分 案分の説明 100%
		日本経済新聞 H31.4月分 ¥4,900-
		案分率

2019年4月分 領収証 読者No. 00003421-201904-1

県議会 公明党・県民会議議員団 様

中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁第3号館3F (2-5)

4/23

品名	部数	金額
日本経済新聞	1	4,900*

合計金額

¥4,900*

(消費税込み)

購読料のお支払には便利なクレジット及び口座振替をご利用下さい


毎度ご愛読有難うございます。
上記金額正に領収いたしました。

株式会社 日経神戸販売

〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-33
TEL.078-371-2040 FAX.078-371-2886

0120-53-7888

◎当社ではこの領収書以外は使用しておりません。



(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																																					
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																																					
4	31--4-23 振替	*4,037 SMBC(977)																																				
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">毎日新聞</td> </tr> <tr> <td colspan="2">H31.4月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">¥4,037-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分		案分の説明	100%	毎日新聞		H31.4月分		¥4,037-																							
共通案分率	50%																																					
	25%																																					
それ以外の案分																																						
案分の説明	100%																																					
毎日新聞																																						
H31.4月分																																						
¥4,037-																																						
4/23	<table border="1"> <tr> <td>読者</td> <td>70-001-0141-000</td> <td>No.</td> <td>01-002</td> <td>領 収 証</td> <td>19</td> <td>年</td> <td>4</td> <td>月 度</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">公明党・県民会議議員団 様</td> </tr> <tr> <td>毎日新聞</td> <td>部数</td> <td>1</td> <td>金額</td> <td>4,037</td> <td>領 収 金 額</td> <td colspan="3">4,037 円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="5"> 上記金額正に領収いたしました。 本体価格 ¥3,738 消費税 ¥299 </td> </tr> </table>		読者	70-001-0141-000	No.	01-002	領 収 証	19	年	4	月 度	公明党・県民会議議員団 様									毎日新聞	部数	1	金額	4,037	領 収 金 額	4,037 円							上記金額正に領収いたしました。 本体価格 ¥3,738 消費税 ¥299				
読者	70-001-0141-000	No.	01-002	領 収 証	19	年	4	月 度																														
公明党・県民会議議員団 様																																						
毎日新聞	部数	1	金額	4,037	領 収 金 額	4,037 円																																
				上記金額正に領収いたしました。 本体価格 ¥3,738 消費税 ¥299																																		
<p>26毎日新聞神戸販売 神戸市中央区元町通5丁目3-1 TEL: 078-351-1881 毎日新聞がパソコン、スマートフォンで読める「愛読者セット」受付中!</p>																																						






(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成31年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																											
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																											
5	31--4-26 振替	*4,037:3077084(セ)付																										
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>朝日新聞 H31.4月分 ¥4,037-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	朝日新聞 H31.4月分 ¥4,037-																		
共通案分率	50%																											
	25%																											
それ以外の案分	100%																											
案分の説明	朝日新聞 H31.4月分 ¥4,037-																											
4/26	<table border="1"> <tr> <td>080-0243 000</td> <td>2019 年 4 月分</td> <td>領収証</td> </tr> <tr> <td colspan="3">下山手通5-10-1県庁3号館 B-5</td> </tr> <tr> <td colspan="3">兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様</td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部 数</th> <th>金 額</th> <th>合 計</th> </tr> <tr> <td>朝 日 新 聞</td> <td>1</td> <td>4037</td> <td>4,037 円</td> </tr> </table> </td> <td colspan="2"> 金額には消費税を含みます。 上記金額正に領収しました。 No.1022397 </td> </tr> <tr> <td colspan="3">  </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 朝日新聞兵庫販売株式会社 神戸三宮店 中央区中山手通4-18-27 TEL: 078-251-0223 FAX: 078-241-4586 毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。 </td> </tr> </table>		080-0243 000	2019 年 4 月分	領収証	下山手通5-10-1県庁3号館 B-5			兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様			<table border="1"> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部 数</th> <th>金 額</th> <th>合 計</th> </tr> <tr> <td>朝 日 新 聞</td> <td>1</td> <td>4037</td> <td>4,037 円</td> </tr> </table>	銘 柄	部 数	金 額	合 計	朝 日 新 聞	1	4037	4,037 円	金額には消費税を含みます。 上記金額正に領収しました。 No.1022397					朝日新聞兵庫販売株式会社 神戸三宮店 中央区中山手通4-18-27 TEL: 078-251-0223 FAX: 078-241-4586 毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。		
080-0243 000	2019 年 4 月分	領収証																										
下山手通5-10-1県庁3号館 B-5																												
兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様																												
<table border="1"> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部 数</th> <th>金 額</th> <th>合 計</th> </tr> <tr> <td>朝 日 新 聞</td> <td>1</td> <td>4037</td> <td>4,037 円</td> </tr> </table>	銘 柄	部 数	金 額	合 計	朝 日 新 聞	1	4037	4,037 円	金額には消費税を含みます。 上記金額正に領収しました。 No.1022397																			
銘 柄	部 数	金 額	合 計																									
朝 日 新 聞	1	4037	4,037 円																									
																												
朝日新聞兵庫販売株式会社 神戸三宮店 中央区中山手通4-18-27 TEL: 078-251-0223 FAX: 078-241-4586 毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。																												

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費	事務所費・事務費・人件費
7	共通案分率	50%
		25%
	それ以外の案分	案分の説明 (100%)
	案分率	日本教育新聞 (2018/4 ~ 2019/3) ￥32,400-

払込金受入票 (振込依頼書)

振替払込請求書兼受領証 (振込金 (兼手数料) 受領書)

各票の記載事項に間違いのないことをお確かめください。

口座番号 加入者名	日本教育新聞社							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
				3	2	4	0	0
振込先	銀行						支店	
おところ・むなまえ	141621							
ご依頼人	兵庫県庁・公明議員団							
料金								
備考								

(店控)

この受領証は、大切に保管してください。
切り取らないでください。

口座番号 加入者名	日本教育新聞社							
金額	千	百	十	万	千	百	十	円
				3	2	4	0	0
振込先	銀行						支店	
おなまえ	141621							
ご依頼人	兵庫県庁・公明議員団							
料金 (消費税込)								
備考								

(お客様控)

CVS 収納用収入印紙貼付欄

31.4.9

CVSご利用の場合は取扱店印紙

(ゆうちょ銀行)

4/9

請 求 書

年 月 日

様

「日本教育新聞」をご購読賜りまして厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げます。
※お支払い方法についてはこの請求書の裏面をお読みください。



株式会社 **日本教育新聞社**

代表取締役 **小林 幹 長**

東京都港区白金4丁目10番10号
電話 03 (3) 288-0008

《お支払い先》

- ・振替払込
- ・銀行振込
- ・口座名義

株式会社日本教育新聞社

合計請求額	32,400 円	読者コード	70-141621	請求書番号	0004199605
-------	----------	-------	-----------	-------	------------

(内税)

【お願い】 銀行からのご送金の際は、ご依頼人の前に上記の読者コードを入力してください。

	品 名	部 数	期 間	金 額	備 考
前回請求額				32,400 円	2018/04-2019/03
今回入金額				32,400 円	
差引繰越額				円	
今回請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	32,400 円	2019/04-2020/03
合計請求額	日本教育新聞	1部	12ヶ月分	32,400 円	2019/04-2020/03

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成 31年 4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																					
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																					
8	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご利用いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <p>お振込金額 ￥227,500</p> <p>振込手数料 ￥216</p> <p>SMBC</p> <p>お受取人は</p> <p>カ) ツ"ツ"ツウツツツ" 様</p> <p>お振込人は</p> <p>ヒヨウコ"ケツキ"カイコウメイトウ ケツミンカイ キ" 様</p> <p>お取扱日31. 4.18 電信振込</p>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> </table> <p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明</p> <p>ijAMP利用料</p> <p>令和1年5月1日</p> <p>令和1年10月31日</p> <p>¥227,716-</p> <p>リセンス数6とは</p> <p>執行部6名分</p>	共通案分率	50%		25%																
		共通案分率	50%																			
	25%																					
4/18	<table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>機番</td> <td>年 月 日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7331</td> <td>4.18</td> <td>14:02</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>8096</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>店番号</td> <td colspan="2">口座番号等</td> </tr> <tr> <td colspan="4">三井住友銀行</td> </tr> </table>	取扱店	機番	年 月 日	時刻		7331	4.18	14:02				8096	銀行番号	店番号	口座番号等		三井住友銀行				<p>案分率</p> <p>印紙税申告納 付につき返町 税務署承認済</p>
取扱店	機番	年 月 日	時刻																			
	7331	4.18	14:02																			
			8096																			
銀行番号	店番号	口座番号等																				
三井住友銀行																						

〒 650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

兵庫県議会 公明党・県民会議 議員団 様

お客様番号 56 -032861

請求書

兵庫県議会 公明党・県民会議 議員団 様

請求日	
請求番号	9530494

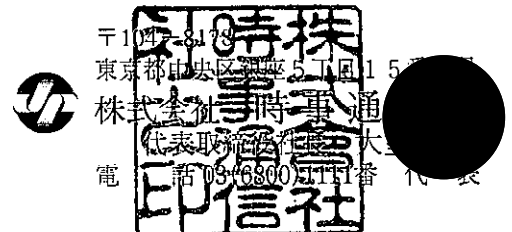
請求金額 **227,500** 円
(消費税等 17,500 円を含む)

請求期間 令和 1 年 5 月 1 日～令和 1 年 10 月 31 日


種類	[配信先]	数量	月額	月数	請求金額
JAMP(時事行財政情報 モニタ)		6	35,000	5	175,000
(令和 1 年 5 月～令和 1 年 9 月:税率 8%)		(消費税		14,000)
JAMP(時事行財政情報 モニタ)		6	35,000	1	35,000
(令和 1 年 10 月 :税率 10%)		(消費税		3,500)
合計					227,500

この件についてのお問合せは、神戸総局 までお願い致します。(TEL 078-362-5606)

郵便局又は、下記の金融機関へお振り込み下さい。



契 約 書



兵庫県議会公明党・県民会議議員団（以下「甲」という。）と株式会社時事通信社（以下「乙」という。）は、乙がインターネットを通じて甲に提供する行財政情報サービス「iJAMP」（以下「本サービス」という）に関して、以下の各条項に合意し契約する。

第1条 【目的】

乙は、甲に対し、本契約を順守することを条件に、インターネットを通じて本サービスを提供し、甲が甲自ら管理し、本サービスを利用するためのライセンスを付与されたクライアント端末（以下「端末」という）でのみ本サービスを利用することを許諾する。なお、本契約は、乙が甲に対して独占的に本情報を提供またはその利用を許諾することを定めるものではない。

第2条 【知的財産権】

本サービスのニュースおよび情報（これらを以下「本情報」という）、それらのデータベースおよび分類方法や見出しなど、画像、レイアウト、デザイン、ソフトウェア、マニュアル等に関する著作権および編集著作権を含む一切の権利は、乙または乙への情報等の提供者（以下「外部情報提供者」という）に帰属する。

第3条 【本サービスおよび本情報の利用の制限】

1. 乙は、本サービスを利用するために必要なID・パスワードおよびそのID・パスワードを使用して本サービスを利用できる端末を特定するためのライセンスを甲に付与する。乙が、甲に付与するID・パスワードおよびライセンスの数ならびに本サービス利用可能な部署等（以下「利用部署等」という）は、別表第1に記載する。
2. 甲は、ID・パスワードおよびライセンスが利用部署等以外または第三者に漏洩しないよう管理する義務を負うものとする。甲は、乙が許諾したライセンス数の範囲内で、利用できる端末を変更することができる。
3. 甲は、本サービスにより提供された本情報を別表第1記載の利用部署等以外で使用したり、甲以外の第三者に使用させてはならない。
4. 甲は、乙の事前の書面による同意を得ることなく、本契約により許諾された利用方法、目的を超えて、本情報を複製、蓄積、翻訳、翻案、引用、転載、頒布、販売、出版、公衆送信（送信可能化を含む）、伝達、放送、口述、展示等を行うことはできない。ホームページ、ニュースグループ、メールリスト、電子掲示板等い

かなる形態においても、また甲の会社、組織の内外を問わず、放送、送信等の行為は禁止され、その他本情報を利用した端末以外の機器から当該情報を閲覧可能な状態に置くことなど、甲が第1条に反する形態で情報を利用することはできない。

第4条 【端末および通信回線等】

1. 甲は、本サービスを利用するのに適した端末、基本ソフト、ブラウザソフト等を甲の責任と費用で用意する。
2. 甲は、本サービスを利用するのに適した通信回線等インターネットに接続するために必要な環境を甲の責任と費用で用意する。加入料および利用料等インターネット接続にかかる一切の費用（通信費用を含む）は甲の負担とする。
3. 甲または乙の保守責任範囲は、それぞれの受信装置または送信装置からインターネット接続口までとし、甲または乙は、自らの保守責任範囲において障害が発生した場合には、その原因が甲または乙の合理的な支配を超える事由による場合を除き、自己の責任と負担において原因の除去および復旧に努め、相手方はそれに協力するものとする。

第5条 【情報料】

1. 本契約に基づき甲が乙に支払う本サービスの情報料は別表第2に記載する。
2. 甲は、別表第2記載の情報料とこれにかかる消費税および地方消費税（以下合わせて「情報料等」という）の3カ月分を、その期間が始まる前月の末日までに乙に支払うものとする。振込手数料は甲の負担とする。

第6条 【情報料等の改定】

乙は、情報内容の変更、経済情勢の変動等により、情報料等を改定する必要があると認めた場合は、改定日の1カ月前までに甲に通知し、改定日から改定することができる。消費税等については法律の定めに従う。

第7条 【契約期間】

1. 本契約の期間は、2014年11月1日から1年間とする。
2. 甲または乙のいずれかが、期間満了の3カ月前までに文書により更新拒絶の意思表示をしない限り、本契約は同一の条件で1年間延長され、以後も同様とする。
3. 本契約の期間満了日以前に甲の責に帰すべき事由により本契約の全部または一部が解除された場合は、甲は、乙に対して、違約金として期間満了日までの情報料等（乙を通じて外部情報提供料を支払っている場合はこれも加える）に相当する金額を支払うものとする。なお、情報料等（および乙を通じて支払っている外部情報提

供料)に相当する金額の支払いは、別途損害賠償を請求することを妨げない。

4. 乙は、第1項に定める契約期間中であっても、本サービスを大幅に改定または廃止する場合には、6カ月前までに書面により甲に通知することにより、本契約を解約することができる。この場合に、乙が、解約日以降の期間に相当する情報料等を受領済みのときは、乙は、解約日後、甲に対し、解約日以降の期間に相当する情報料等(当該期間が1カ月に満たないときは日割計算)を返金する。

第8条 【契約の解除】

1. 乙は、次の場合は、甲に対する何らの催告をしないで、本契約を解除することができる。
 - (1) 甲が第5条による情報料等の支払いを怠ったとき
 - (2) 甲が第6条による情報料等の改定協議に応じないとき
 - (3) 甲が乙または第三者に振り出し、もしくは裏書した手形または小切手が不渡りになったとき
 - (4) 甲に対し、差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分もしくは競売の申し立てがなされたとき、または甲が租税滞納処分を受けたとき
 - (5) 甲が破産手続き開始、特別清算開始、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始の申し立てを受け、もしくは申し立てたとき、または特定調停手続きを申し立てたとき
 - (6) 甲が支払い停止、支払い不能に陥ったとき、または乙もしくは第三者に対し債務の支払い猶予を要請したとき、その他甲の信用状態が著しく悪化したとき乙が認めたとき
 - (7) 甲が監督官庁から業務停止命令を受けたとき、または事業に必要な許認可の取り消しもしくは停止処分を受けたとき
 - (8) 甲が解散、合併、事業の全部もしくは重要な部分を第三者に譲渡しようとしたとき、または事業を廃止したとき
 - (9) 甲の株主構成、役員の変動等により、会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性が失われたとき
 - (10) 甲により、本契約の条項に違反する本情報の複製、蓄積、翻訳、翻案、引用、転載、頒布、販売、出版、公衆送信(送信可能化を含む)、伝達、放送、口述、展示等、乙もしくは外部情報提供者の権利を侵害する行為がなされたとき、または侵害する恐れが生じたとき
2. 甲または乙は、相手方が前項の場合を除いて本契約の条項に違反したときは、相当の期間是正を催告した上で、当該期間内に違反が是正されない場合は、本契約を解除することができる。
3. 甲および乙は、第1項各号、第2項のいずれかに該当した場合、自己が相手方に

対して負担するすべての金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、その全額を現金で直ちに相手方に支払わなければならないものとする。

第9条 【損害賠償】

1. 甲および乙は、前条第1項各号、第2項のいずれかに該当することにより、相手方に損害が生じた場合には、相手方に対し、これを賠償しなければならない。
2. 前項にかかわらず、本契約に関連して、甲が乙に対して損害賠償義務を負担する場合には、その範囲は甲の予見の有無を問わず、乙が現実に被った直接かつ通常の損害に限るものとする。ただし、前条第1項(10)による損害賠償の場合は、この限りではない。
3. 本条第1項にかかわらず、本契約に関連して、甲が乙に対して損害賠償義務を負担する場合には、その範囲は乙の予見の有無を問わず、甲が現実に被った直接かつ通常の損害に限り、かつ甲が乙に支払う月額情報料を超えないものとする。

第10条 【免責・不可抗力等】

1. 乙は、本情報の提供について信頼性の維持に最大限努力するが、本情報の正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、有用性等、内容を保証するものではない。甲は、本情報を自らの判断と責任において利用するものとし、本情報を利用した結果、損失・損害を被ったとしても、乙または外部情報提供者に対し、その補償または賠償を求めることはできない。
2. 前条第1項にかかわらず、乙は、本情報の入手、編集、入力、伝達、送信、処理、保存等における遅延、中断、停止、誤びゅう、脱漏、省略または第三者による不正なアクセス、侵入、権利侵害もしくはコンピューターウィルスの感染等について、甲に対して責任を負わず、甲が本サービスもしくは本情報の利用により、またはそれらを利用できなかったことにより、損失・損害を被ったとしても、甲は、乙に対し、その補償または賠償を求めることはできない。ただし、乙が用意する機器（通信回線が乙の用意する専用回線の場合は、専用回線も含む）の保守、修理、点検について、乙に故意または重大な過失がある場合はこの限りではない。
3. 前条第1項および前項ただし書きにかかわらず、乙は、本情報のうち外部情報に関しては、甲に対し一切責任を負わない。外部情報提供者も、外部情報に関連して、甲に損失・損害が生じたとしても、一切責任を負わない。
4. 前条第1項にかかわらず、地震、噴火、津波、戦争、内乱、停電、法令の変更、その他甲または乙の合理的な支配を超える事由により、本契約に基づく義務の不履行が生じた場合には、甲または乙はその責任を免れる。

第11条 【権利譲渡の禁止】

甲は、乙の書面による事前の同意なしには、本契約上のいかなる権利または権限も第三者に移転、譲渡または担保に供しないものとする。

第12条 【守秘義務】

甲または乙は、次の場合を除き、本契約の内容および本契約に関して相手方から知り得た相手方の業務に関する情報（本契約の内容および本契約締結の事実を含む。以下「秘密情報」という）を相手方の同意なしには、いかなる第三者にも漏らしてはならない。

- (1) 相手方から開示を受けた時点で、既に公知であった事柄
- (2) 相手方から開示を受けた時点で、既に保有していた事柄
- (3) 相手方から開示を受けた後、自己の責に帰することなく公知となった事柄
- (4) 秘密情報を開示する権限を持っている第三者から、守秘義務を課せられることなく、適法に入手した事柄
- (5) 相手方の秘密情報に関与することなく独自に開発したものであることを明らかにできる事柄
- (6) 法令、政府機関、裁判所の命令等または取引所等の外部情報提供者により開示を要請された事柄

第13条 【契約終了後の措置】

1. 甲および乙は、本契約が終了した場合、相手方から提供を受けた資料等を相手方の指示に従い速やかに廃棄または返却しなければならない。
2. 甲は、本契約が終了した場合、速やかに本情報（その媒体の如何を問わず全ての複製物を含む）を乙の指示に従って廃棄し、または本情報を削除するものとする。
3. 本契約終了後も、第2条、第7条第3項、第8条第3項、第9条、第10条、第12条、本条、第14条、第15条は有効に存続する。

第14条 【疑義の解釈】

本契約に定めのない事項、本契約条項の解釈または契約履行について疑義を生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、円満解決を図るよう努力するものとする。

第15条 【準拠法・合意管轄】

本契約は、日本国の法律に基づいて解釈され、契約に関する一切の訴訟は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上を証するため本契約書2通を作成し、甲、乙双方記名捺印のうえ各自1通を所持する。

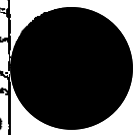
平成26年12月18日

(甲)

〒650-8500
兵庫県神戸市中央区
下山手通5-10-1
兵庫県議会公明党県民会議議員団
幹事長 合田博一

(乙)

東京都中央区銀座5-4-1 5番8号
株式会社時事通信社
代表取締役社長 西澤
印信社



別 表

第1 ID・パスワード、ライセンス数、利用部署等

[第3条第1項、同第3項]

1. ID・パスワード数

1

2. ライセンス数

11

3. 利用部署等および台数

- ・甲の控室および甲の事務所
- ・11台（甲が管理するモバイル情報機器での利用分を含む）

合計台数：11台

合計ライセンス数：11

第2 情報料：[第5条第1項、同第2項]

月額 60,000円

消費税等については法律の定めに従い、これに加算して甲が負担する。

以上

iJAMP 利用契約申込書

株式会社時事通信社 御中

裏面記載の利用契約約款の各条項に合意のうえ、下記の通り申し込みます。

申込期日	2015 年 月 日		
利用 者	フリガナ	兵庫県議会公明党 県民会議議員団	申込責任者 岸本 かつ子
	住所	フリガナ コウベシナカキウキウケンシヤマテドヨリ 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1	
電話番号	078-362-3727	FAX番号	078-371-1883
利用場所	〒650-8567 兵庫県議会 住所・部署名: 神戸市中央区下山手通 5-10-1 公明党 県民会議議員団控室		

料 金 (税別)	月額利用料 ¥35,000.- 利用ライセンス数 6 ライセンス
----------	-------------------------------------

契約期間	自 2015 年 11 月 1 日 ~ 至 2016 年 10 月 31 日
------	--

支払い条件	(6) 12) カ月前納
-------	--------------

初回支払い	年 月 日
-------	-------




備 考	※契約期間満了の3ヵ月前までにお申し出がないかぎり、本契約は同一の条件で1年ずつ自動延長されます。 <div style="text-align: center; font-size: 2em;">↑ 自動更新!!</div>
-----	--

時事通信社記入欄	業態コード	通信補助コード	本支社 総支局	神戸	扱 者
----------	-------	---------	------------	----	-----

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成 31年 4月分)

(会派名 公明党・県議会議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
9	 <small>通常払込口座 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(金融機関控)</small>  <small>加入者名</small> NTTファイナンス株式会社 <small>金額</small> 7,762 円 <small>お客様番号</small> 4605-0509-87827 2019年 4月請求分 締結 4月22日 <small>(住所等非表示払込書)</small> 兵庫県議会公明党議員団 様 <small>ご請求先住所氏名</small> <small>金融機関用収納速達先</small> <small>TEL</small> 0120 <small>31-04-12</small> 874-569  <small>郵便局</small> <small>〒</small> (43132) N94120002 <small>この受領証は、大切に保管してください。(金融機関・CVS店舗保管)</small>	<small>共通案分率</small> 50% 25% それ以外の案分 案分の説明 Fax利用料 4月請求分 <small>案分率</small> $¥7,762 \times 50\%$ $= ¥3,881-$ * 共通案分率を適用 * 請求書参照
		4/12

請求書 (西日本ご利用分)

650-0011
神戸市中央区下山手通5丁目10-1

郵便区内特別

兵庫県第3号館公明党議員控室
兵庫県議会公明党議員団 様



019042101004940269



12338



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2019年 4月 7日発行
発行会社 NTTファイナンス株式会社
料金センター
お問合せ先 0800-3335550 (無料)
【送付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル7F
社用コード M30021211001 12338 12167 00 J
61 000000 1 0 19040101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
078-371-1883 4605-0509-87827	2019年 4月ご請求分	7,762円	2019年 4月22日(月)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額 7,762円
(合計) 7,762円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ***

フレッツ光の割引サービス(光もともとと割、Web光もともとと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	078-371-1883	請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4605-0509-87827)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆078-371-1883		3月分	
◇NTT西日本ご利用分	2,500	回線使用料(基本料)(事務用)	1月21日~ 2月20日 合算
3,512	750	ダイヤル通話料	1月21日~ 2月20日。なお前月分は538円でした。 合算
	2	ユニバーサルサービス料	1番号分のご請求となります。 合算
	260	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×8%
◇NTT西日本分(小計)	3,512	(小計)	
		4月分	
◇NTT西日本ご利用分	2,500	回線使用料(基本料)(事務用)	2月21日~ 3月20日 合算
3,516	754	ダイヤル通話料	2月21日~ 3月20日。なお前月分は750円でした。 合算
	2	ユニバーサルサービス料	1番号分のご請求となります。 合算
	260	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×8%
◇NTTコミュニケーションズご利用分	680	ダイヤル通話料	ホーム・オフィス割引適用 合算
734	54	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×8%
◇NTT西日本分(小計)	4,250	(小計)	
◇合計	7,762	合計	2か月分のご請求額です。

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)
 ※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M30021211001 12338 12167 (

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(平成31年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費 <u>事務費</u> 人件費	
10	31-4-22:振替	*58,028:RL)のみのヨウカイ

案 分 率	共通案分率	50%
		25%
	それ以外の案分	
	案分の説明	
		パフォーマンスチャージ料
		¥58,028 × 50%
		= ¥29,014
		* 共通案分率を適用
		* 契約書参照

4/22

請 求 書

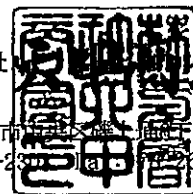
〒 650-0011
 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

御中

16800000

株式会社



神戸支店
 〒651-0086 神戸市東灘区磯子区目1番23号
 Phone:078-265-2300 Fax:078-265-2302
 取引銀行

担当者	検収

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。

下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

■請求締切日 2019/ 3/31 ■お支払予定日 2019/ 4/20 ■当月お買上高合計 58,028

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額	当月ご請求額
			税抜御買上額	消費税		
32,189	32,189	0	53,730	4,298	58,028	¥ 58,028

年月日 問合せ番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘要
2019/ 3/ 6 0000004068	パフォーマンスチャージ料 MPC4001か好叻 619839 伝票単位消費税	1	53,730	53,730 4,298		
	【伝票計】			58,028		
2019/ 3/20 0000001712	自動引落-リコーリース20日 【伝票計】			0	32,189	
	以下余白					

累計		¥58,028	¥32,189
----	--	---------	---------

料金変更に関する覚書

締結日 2015 年 7 月 14 日

〒650-8567
 兵庫県神戸市中央区
 下山手通5-10-1
 甲 名称 兵庫県議会公明党神戸市議会議員
 署(記)名者 幹事長 森本かずよ (印)

乙 住所 東京都中央区銀座八丁目13番1号
 名称 株式会社リコー

住所 神戸市中央区珠玉通6丁目1-23
 乙の代理人 名称 株式会社リコー 神戸支店
 取締役 支店長 西田和孝 (印)
 署(記)名者 (印)

甲および乙は、甲乙間で締結されたMPC4001(機番: 619839 / 2011年10月14日納入)の「パフォーマンス契約書」(以下、原契約という)の条件について以下の通り合意したため本覚書を締結します。尚、別段の定めのない限り、本契約で用いる用語は、原契約と同一の意味で用いるものとします。

1. 原契約別表(1)に定める(「パフォーマンスチャージ」およびその計算方法)の

1. 「パフォーマンスチャージ」に係る単価を、以下の通りとします。

「パフォーマンスチャージ」(1ヵ月当たりの料金)

下記、(1)と(2)のどちらか高い金額を、月額料金とします。

(1) 基本料金 6,600円

(2) カウント料金

<1カウントの料金>

1) フルカラーコピー

イ) 1 ~ 1,500カウント迄 16.6円

ロ) 1,501 ~ 5,000カウント迄 13.8円

ハ) 5,001カウント以上 11.5円

2) モノカラー総出力

イ) 1 ~ 2,000カウント迄 2.9円

ロ) 2,001 ~ 5,000カウント迄 2.3円

ハ) 5,001カウント以上 2.1円

3) フルカラープリント

イ) 1 ~ 1,500カウント迄 13.8円

ロ) 1,501 ~ 5,000カウント迄 11.5円

ハ) 5,001カウント以上 10.1円

2. 甲が本覚書の解約を希望する場合は、乙はこれを承諾するものとします。尚、この場合、乙が甲の解約通知を受領してから60日以降に訪れる最初の締結日に行なわれる「パフォーマンスチャージ」の計算より、原契約に規定されている「パフォーマンスチャージ」が適用されるものとします。

3. 本覚書の有効期限は、本覚書締結日より1年間とし、期間満了の2ヵ月前までに甲または乙より終了の意思表示なき限り、本覚書は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、本覚書有効期限内といえども次の各号のいずれかに該当する場合は、本覚書は終了するものとし、
 - (1) 前項に基づき本覚書が解約された場合
 - (2) 原契約が終了した場合
4. 本覚書締結以前に、原契約に関して「パフォーマンスチャージ」の変更に関する覚書が甲乙間にて締結されている場合には、甲および乙は当該締結済覚書が本覚書締結日をもって効力を失うことを確認します。
5. 本覚書に定めるほかは、原契約の通りとします。

以上

■《参考》接続機器/サービス情報

機種 MPC4001
機番 619839
接続機器/サービス

別表(2) 機械/設置場所

機種名	機械	機種番
imagic MP C4001 SPT	3019	819820

設置場所	企業名	カナ	事業所	カナ
	設置部課	カナ	担当者名	カナ
	住所	〒010-8112 青森県 青森市 都道 1-01-3 藤寺山町 1-1 中央区 青森		
	T E L	設置部課直通電話番号	代表電話番号	
		(0192) 82-XXXX	() () () ()	

開始日	西暦 2017 年 10 月 10 日
開始時刻	フルタイムカウンター
開始時刻	モーターカウンター
開始時刻	フルカラーカウンター
カウンター確認日	1: 10日 2: 15日 3: 20日 4: 末日

【パフォーマンス契約条項】

第1条 (目的) 乙は、前条規定の条件に準じ、「機械」(乙が別途定める拡張・オプション機器が装着されている場合は別表(2)に記載の機種)を、本契約締結の目的として「パフォーマンス」を乙に支払うものとする。

第2条 (パフォーマンス) 1. 「パフォーマンス」とは、「機械」を良好な状態に維持するため、乙が提供する次のようなサービスをいいます。
 カスタマーエンジニアを派遣して、「機械」に対し所定の点検・調整または故障修理を行うとともに、その結果として発生する費用(出張費、材料費、乙が別途定めるものを除く、以下同じ)を供給し、
 2. 乙は、前項の規定に基づき、必要に応じて修理作業による「パフォーマンス」(以下、「リモートサービス」といいます)を実施することができるとします。
 3. 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、別表(3)の「リモートサービスに必要となる費用」が適用されず、以下同様とします。
 (1) 甲が、別表(4)の「修理」を別表(4)として表示した場合
 (2) 甲が、「機械」の使用環境および稼働等の状態により、「リモートサービス」の実施が出来ないと乙が判断した場合
 4. 「パフォーマンス」の都度、必要ある場合には、乙は、甲の「機械」取扱い責任者に「機械」の操作方法を指導します。

第3条 (パフォーマンス)の対価(機械) 1. 別表(2)記載の「機械」に対し「パフォーマンス」を行うものとする。

第4条 (設置場所) 1. 「機械」の設置場所は別表(2)のとおりとし、乙は、その設置場所において「パフォーマンス」を実施するものとする。
 2. 甲が「機械」の設置場所の変更を希望する場合には、事前に乙に通知し、乙と協議を行いその承諾を得るものとします。この場合「パフォーマンス」の稼働は原則として乙または乙の指定するサービス実施店が行い、その移動に発生した費用は甲の負担とします。

第5条 (パフォーマンスチャージ)およびその計算方法 1. 「パフォーマンスチャージ」およびその計算方法は、別表(1)のとおりとします。
 2. 別表(1)記載の「パフォーマンスチャージ」の適用期間は、毎年4月末日迄とします。ただし、乙より甲に対し、適用期間末日の2ヶ月前までに改定通知がない場合は、さらに1年間前同様の「パフォーマンスチャージ」が適用されるものとします。以後もまた同様とします。
 3. 下記の理由があるときは、乙は、本条で定められている「パフォーマンスチャージ」のほかに、甲に対し追加料金を申し受けることがあります。
 (1) 甲の都合により、乙の営業時間外に「パフォーマンス」を行う場合
 (2) 別表(2)記載の「機械」の設置場所が、乙のサービス拠点から30km(車等による走行距離)を超える場合
 (3) 乙が別途定める「機械」の故障の修理を中止してから7年を経過した場合

第6条 (パフォーマンスチャージ)の支払い 1. 甲は、乙が別途定める支払期間内に「パフォーマンスチャージ」を現金で支払うものとする。
 2. 本契約が理由の追加を問わず終了した場合には、甲は、乙が行うカウンター契約の最終確認に準じて、前項に定められた「パフォーマンスチャージ」を支払うものとする。なお、甲の責任で発生した追加料金は、甲の責任で乙に支払うものとする。

第7条 (適用除外) 1. 後記事由による「機械」の故障について、乙がその修理・点検・調整・交換等を行った場合には、乙は、本条に基づき計算される「パフォーマンスチャージ」のほかに追加料金を申し受けることがありません。
 (1) 甲が修理した「機械」の利用者の故意、取扱いの不注意または誤用による「機械」の故障の修理
 (2) 乙の定める範囲外による改造・修理・分解・加工等による故障の修理
 (3) 「機械」が装着される甲のネットワーククライアントPC等の故障および当該ネットワーク環境に起因する問題(ウイルスおよび不正アクセス等を含む)や故障の修理
 (4) 乙が甲の要請により「機械」(当該「機械」に属し、または「機械」の利用に必要なソフトウェア)の交換等を行うも、甲の責任で発生した追加料金を除く
 (5) 火災・天災・盗難・不可抗力による故障
 (6) 本条第1項その他の本契約の約款の違反

第8条 (消費税) 本契約に基づき定められる料金および代金(「パフォーマンスチャージ」、追加料金)は、すべて消費税別料金とします。なお、甲は、本契約に基づき取引に課税される消費税相当額をそれぞれの取引の現金または代金の支払いと併せて乙に支払うものとする。

第9条 (保証およびクーラ) 1. 甲は、「機械」にて使用する用紙について、乙の推薦する用紙または乙が別途発行する「用紙推奨

に関する「用紙推奨」の範囲内にある用紙を使用するものとする。
 2. 乙は、前条記載の本契約締結上の代理人に対して甲からの申出があったとき、または乙の代理人の巡回時に、通常の使用に必要な量のトナーを甲に供給するものとする。

第10条 (感光体等の保証) 1. 本契約に基づき甲の使用のために供した感光体および消耗品の所有者は乙に属し、甲は、遊良なる管理者の注意をもってこれらを使用し、通常の用法に従って使用するものとする。
 2. 「パフォーマンス」の際に生じた使用済感光体、交換済部品および使用済消耗品、ならびに本契約が期間満了または中途解約により終了した場合の感光体・残存消耗品については、ただちに乙はこれを引き取るものとします。

第11条 (保証) 1. 本契約は、「機械」ごとに別表(2)記載のカウンター開始日より5年を経過したときに終了するものとする。
 2. 前項の期間満了時において甲が「機械」の使用を継続している場合は、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。この場合、前項の期間満了後に適用される「パフォーマンスチャージ」は、第5条第1項で規定される「パフォーマンスチャージ」の額(以下、「標準額」といいます)に以下に定める額を加算した額とします。
 (1) 前項の期間満了時から1年間については、「標準額」の8割相当額
 (2) 前項の期間満了から2年間については、「標準額」の7割相当額
 3. 前項の規定にかかわらず、第1項の期間満了後の「機械」が次の各号のいずれかに該当し、乙がその旨を甲に通知した場合は、当該通知が甲に到達した時をもって当該「機械」について本契約は終了するものとする。
 (1) 自然原因によるまたは老朽化等による修理・交換が必要となる場合
 (2) 「機械」に使用される部品、消耗品の製造中止等により修理・交換が困難な場合
 4. 本条の規定にかかわらず、第2項の規定にかかわらず「機械」が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該「機械」について本契約は終了するものとする。
 (1) 甲が盗難または取り戻し等を行った場合
 (2) 第16条に規定する別の電子サービスシステム「スポット保守契約」に切り替えられた場合
 (3) 火災・天災・その他の事由(甲の責任が主たる事由であることと否を問わない)により全壊または一部壊滅し、修理・交換に過ぎないと乙が認めた場合

第12条 (契約の譲渡) 1. 乙の承諾なくして本契約のある権利を第三者に譲渡しないものとする。
 2. 甲が「パフォーマンス」の際に供給した感光体、部品および消耗品を、目的および方法の如何を問わず他に流用しないものとする。

第13条 (権利保留) 1. 本契約に関する権利は、乙の本社所在地を管轄する裁判所にて行うものとする。

第14条 (権利譲渡) 1. 乙は、前条規定の本契約締結上の代理人をして、下記項目に限り代行させることができるものとし、甲はこれに同意するものとする。
 (1) 「パフォーマンス」の請求および回収
 (2) 「パフォーマンスチャージ」の請求および回収
 (3) トナーの配達

第15条 (乙の代理人) 1. 乙は、前条規定の本契約締結上の代理人をして、下記項目に限り代行させることができるものとし、甲はこれに同意するものとする。
 (1) 「パフォーマンス」の提供を継続して1年以上受けている「機械」について、別途乙が発行する「保守サービス契約のご案内」に、「スポット保守」への切り替えを行うことができます。
 2. 前項の切り替えを希望する場合は、切り替え日の2ヶ月前までにその旨を書面にて乙に通知するものとし、乙が当該通知を受け受けた後、甲および乙は本契約を中止せず、別途スポット保守契約を締結するものとします。なお、スポット保守契約締結後は、甲は「パフォーマンス」によって提供された感光体および残存消耗品を乙に通知し、新たに感光体および消耗品を乙より購入するものとする。

第16条 (契約の解除) 1. 甲および乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上・技術上の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとする。ただし、以下のいずれかに該当する情報は、この限りではありません。
 (1) 知照時に、すでに公知・公用であった情報
 (2) 知照時に、自己の責任によらずに公知・公用となった情報
 (3) 知照時に、すでに自己が所有していた情報
 (4) 知照後、当該情報に開示することなく自己が独自に開発した情報
 (5) 知照後、自己が第三者より正当に取得した情報
 2. 乙は、第2条第5項に定めるサービス実施店および預金取扱者の本契約締結上の代理人に対して、前項の秘密情報の開示と当該秘密を負担するものとする。
 3. 本条の規定は、本契約終了後においてもなお有効に存続するものとします。

第17条 (無効) 1. 乙は、その責任に基づき事由を除き、「機械」の滅失、毀損、故障または「機械」から生ずる事故および賠償等事由について「機械」の切替を拒否しないものとする。拒否された甲のデータは、いかなる場合においても甲が「機械」に接続して開示する認識を有し、当該された甲の責任を負わないものとする。
 2. 乙は、前項に定められたデータのパックアップ、復元または復旧に関しては一切その責任を負わないものとする。

第18条 (印紙税) 本契約に添付される印紙税は、本契約書の当事者にて均等に負担するものとする。

第19条 (紛争の解決) 本契約に定める事項および本契約の条項の解釈につき疑義が生じた場合には、その都度両当事者が誠意よく友好的に解決するものとする。



覚 書

2011年10月17日

(甲) 〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団

私田 一成



(乙)

東京都中央区銀座八丁目13番1号

株式会社 リコー

(乙の代理人)

神戸市中央区磯上通6丁目1-23



印

甲及び乙は、甲が乙のMPC4001SPF (機番: 6188089) を導入するにあたり甲乙間で締結された2011年10月17日付『パフォーマンス契約書』(以下、原契約という)を次の通り変更することを確認します。

1. 原契約別表(1)に定める(『パフォーマンスチャージ』およびその計算方法)の1.『パフォーマンスチャージ』の記載にかかわらず、甲乙間に適用される『パフォーマンスチャージ』は以下の通りとします。

『パフォーマンスチャージ』(1ヵ月当りの料金)

下記(1)と(2)のどちらか高い金額を『パフォーマンスチャージ』とします。

(1) 基本料金 7,300円

(2) カウント料金

<1カウントの料金>

1) フルカラーモード

イ) 1,500カウントまで 18.4円

ロ) 1,500カウントを超えた場合その超えた分につき 15.3円

ハ) 5,000カウントを超えた場合その超えた分につき 12.8円

2) フルカラープリントモード

イ) 1,500カウントまで 15.3円

ロ) 1,500カウントを超えた場合その超えた分につき 12.8円

ハ) 5,000カウントを超えた場合その超えた分につき 11.2円

3) モノカラーモード

イ) 2,000カウントまで 3.2円

ロ) 2,000カウントを超えた場合その超えた分につき 2.6円

ハ) 5,000カウントを超えた場合その超えた分につき 2.4円

2. 原契約別表(1)に定める(『パフォーマンスチャージ』およびその計算方法)の2. テスト・不良出力の控除については、以下の通りとします。

1) フルカラーモード

乙は、テスト・不良出力分として使用カウント数の3%を控除したカウント数をもって、前項に従い『パフォーマンスチャージ』の計算を行います。

2) フルカラープリントモード

乙は、テスト・不良出力分として使用カウント数の3%を控除したカウント数をもって、前項に従い『パフォーマンスチャージ』の計算を行います。

3) モノカラーモード

乙は、テスト・不良出力分として使用カウント数の2%を控除したカウント数をもって、前項に従い『パフォーマンスチャージ』の計算を行います。

3. 前二項に定める変更以外は、原契約の通りとします。

4. 甲が本覚書の解約を希望する場合は、乙はこれを承諾するものとします。

尚、この場合、乙が甲の解約通知を受領してから60日以降に訪れる最初の締切日に行なわれる『パフォーマンスチャージ』の計算より、原契約に規定されている『パフォーマンスチャージ』が適用されるものとします。

5. 本覚書の有効期間は、本覚書締結日より1年間とし、期間満了の2ヵ月前までに甲又は乙より終了の意思表示なき限り、本覚書は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

但し、本覚書有効期間中といえども次の各号のいずれかに該当する場合は、本覚書は終了するものとします。

(1) 前項に基づき本覚書が解約された場合

(2) 原契約が終了した場合

6. 本覚書締結以前に原契約に基づきパフォーマンスチャージの変更に関する覚書が甲乙間にて別途締結されている場合には、甲及び乙は当該締結済覚書が本覚書締結日をもって効力を失うことを確認します。

以上

郵便往復はがき

返信

全受取人私郵便

晴海局 承認

3749

出有効期限 平成31年10月1日まで 切手不取

135-8880

063

東京都江東区東雲1-7-12 KDX豊洲グランスクエア7F

リコーリース株式会社 満了回答受付 行



リース

A041427462-000 2018/10/16 2300476470000 R020030171-000 株式会社 六甲商会

8020653 691 兵庫第1G

1年ごとの自動更新です(ご回答不要)

再リース

ご契約者

兵庫県議会 公明党・県民会議議員団

期間

2018年10月17日～ 2019年10月16日 (再リース 3回目)

金額

年額 29,937円 (内消費税 2,217円)

お支払日

2018年11月 4日 自動振替(一括払い)

ご指定引落口座



口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。お支払い予定日が休業日の場合、引き落としは翌銀行営業日になります。

- ◆中途解約：再リース期間途中に解約された場合、お支払いいただいた再リース料金は返還できませんのでご了承ください。
- ◆動産総合保険：再リース期間中は動産総合保険に付保されません。
- ◆保守：保守契約については、メーカー・販売店にご確認ください。再リース料金に保守料金は含まれません。

終了 返信用はがきにて

2018年 9月20日 までにお申し込みください

ご注意事項

契約書に記載する「物件の返還・精算」条項にしたがって、契約終了後ただちにお客様の責務負担にて、物件を弊社指定倉庫にご返却ください。パソコン等に記録された情報データは、消去の上ご返却ください。

8A1A006580

2018年 8月14日発行

契約番号 A041427462-000

現在の契約内容

期 間	2017年10月17日～ 2018年10月16日 (再リース 2回目)
金 額	年額 29,937円 (内消費税 2,217円)
リース契約日	2011年10月17日
機器の取扱店	株式会社 六甲商会

物件明細

ご契約中の物件と、本物件明細の内容を必ずご確認ください。

物件連番	1	数 量	1
物 件 名	imgio.MP.C4001.SPF		
機械番号	619839		
設 置 先	兵庫県神戸市中央区 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団		

物件連番	数 量	***以上**
物 件 名	数 量	
機械番号		
設 置 先		

物件連番	数 量
物 件 名	
機械番号	
設 置 先	

お問合せ先: アセットマネジメント

第二サックスHub C

TEL: 06-4799-4400

再契約内容 リース

ご契約者 兵庫県議会

期 間 2018年10月17日~2019年10月16日
(再リース 3回目)金 額 年額 29,937円
(内消費税 2,217円) 再リース料金に保守料は含まれません。お支払い 2018年11月 4日
自動振替 <一括払い>

ご指定引落口座

口座番号の下3桁は、お客様情報保護のため「***」と表示しています。
お支払い予定日が休業日の場合、引き落としは翌銀行営業日になります。

物件情報

物件連番	1	数 量	1
物 件 名	im a g i o M P C 4 0 0 1 S P F		
機 械 番 号	619839		
設 置 先	兵庫県神戸市中央区 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団		

以上

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			



001382-002/003 AAA2000691

返信

郵便往復はがき

135-8880

063

受取人払郵便

749

出有効期限
2019年10月
1日まで
消印不要

東京都江東区東雲1-7-12
KDX豊洲グランスクエア7F

リコーリース株式会社
満了回答受付 行



リース

A048004010-000
2018/ 9/30 2300476470000
R020030171-000
株式会社 六甲商会

8020653 691 兵庫第1G

再リース 1年ごとの自動更新です (ご回答不要)

兵庫県議会 公明党 県民会議議員団

2018年10月 1日~ 2019年 9月30日
(再リース 1回目)

年額 4,147円
(内消費税 307円)

2018年11月 4日
自動振替 (一括払い)

ご指定
引落口座

口座番号の下3桁は、お愛蔵情報保護のため「***」と表示しています。
お支払い予定日が休業日の場合、引き落としは翌銀行営業日になります。

- ◆中途解約：再リース期間中に解約された場合、お支払いいただいた再リース料金は返還できませんのでご了承ください。
- ◆動産総合保険：再リース期間中は動産総合保険は付保されません。
- ◆保守：保守契約については、メーカー・販売店にご確認ください。再リース料金は含まれません。

終了 返信用はがきにて
2018年 8月20日 までにお申し込みください

ご注意事項
契約書に記載する「物件の返還・精算」条項にしたがって、契約終了後ただちにお客様
の費用負担にて、物件を弊社指定倉庫にご返却ください。
パソコン等に記録された情報データは、消去の上ご返却ください。

7A1A008850

2018年 7月13日発行

契約番号 A048004010-000

現在の契約内容

期 間	2013年10月 1日~ 2018年 9月30日
金 額	月額 (内消費税) 3,360円 160円)
リース契約日	2013年 8月31日
機器の取扱店	株式会社 六甲商会

物件明細

ご契約中の物件と、本物件明細の内容を必ずご確認ください。

物件連番	1	数 量	1
物件名	プロジェクター	ER-1776w	
機械番号	REMA380047		
設置先	兵庫県神戸市中央区 兵庫県議会 公明党 県民会議議員団		

***以上**

物件連番		数 量	
物件名			
機械番号			
設置先			

物件連番		数 量	
物件名			
機械番号			
設置先			

お問合せ先: アセットマネジメント

第二サックスHubC

TEL: 06-4799-4400

再契約内容 リース

ご契約者 兵庫県議会

期 間 2018年10月 1日~2019年 9月30日
(再リース 1回目)金 額 年額 4,147円
(内消費税 307円) 再リース料金に保守料は含まれません。お支払い 2018年11月 4日
自動振替 <一括払い>

ご指定引落口座

口座番号の下3桁は、お客情報保護のため「***」と表示しています。
お支払い予定日が休業日の場合、引き落としは翌銀行営業日になります。

物件情報

物件連番	1	数 量	1
物 件 名	プロジェクター EB-1776w		
機 械 番 号	REMA380047		
設 置 先	兵庫県神戸市中央区 兵庫県議会 公明党・県民会議議員団		

以上

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

物件連番		数 量	
物 件 名			
機 械 番 号			
設 置 先			

001381-003/003 AAA2000691

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	用途項目																				
	調査研究費・研修費・会議費 広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																				
12	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <p>お振込金額 ￥226,800 振込手数料 ￥216</p> <p>SMBC</p> <p>お受取人は</p> <p>〇〇〇</p> <p>〇) ソフトコウホウ フソツソ 様</p> <p>お振込人は</p> <p>ヒヨウゴクソキ"カイコウメイトウ クソミノカイキ" 様</p> <p>お取扱日31. 4. 9 電信振込</p>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> <p>委託内容は全て 政務活動にか かかるものである。 (別途請求書、 委託業務実績 報告書参照) ¥227,016-を 充当</p> </td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	<p>委託内容は全て 政務活動にか かかるものである。 (別途請求書、 委託業務実績 報告書参照) ¥227,016-を 充当</p>											
		共通案分率	50%																		
	25%																				
それ以外の案分	100%																				
案分の説明	<p>委託内容は全て 政務活動にか かかるものである。 (別途請求書、 委託業務実績 報告書参照) ¥227,016-を 充当</p>																				
4/9	<table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>機種</td> <td>年月日</td> <td>時刻</td> <td rowspan="2">印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇</td> <td>7131</td> <td>4. 9</td> <td>14:44</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>店番号</td> <td colspan="2">口座番号等</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">三井住友銀行</td> </tr> </table>	取扱店	機種	年月日	時刻	印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済	〇〇〇	7131	4. 9	14:44	銀行番号	店番号	口座番号等			三井住友銀行					<p>HP維持費 (1呆字管理委託費用) 2019.1月~3月分 合資会社ソト工房文人</p>
取扱店	機種	年月日	時刻	印紙税申告納 付につき廻町 税務署承認済																	
〇〇〇	7131	4. 9	14:44																		
銀行番号	店番号	口座番号等																			
三井住友銀行																					

2019年4月1日

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

兵庫県議会公明党・県民会議ホームページ保守管理費を、
以下のとおりご請求申し上げます。
下記銀行口座への御振込お願い致します。
振込手数料の御負担をお願い致します。

御請求書		
品名	単価	金額
ホームページ保守管理費 2019年1月～3月分		¥210,000
消費税 8%		¥16,800
	合計	¥226,800

銀行名：

口座番号

口座名義人（ゴウシガイシャソフトコウボウブンジン）

合資会社ソフト工房文人 城村文人
〒663-8004 西宮市下大市東町17-6-2
TEL/FAX：0798-52-7017

月	日	曜日	作業内容
	1	火	
	2	水	
	3	木	
	4	金	公明新聞記事チェック、公明新聞記事チェック、サーバー、データベース最適化処理、DBバックアップファイルのダウンロード、サイト内全ファイルダウンロード(バックアップ)
	5	土	公明新聞記事チェック、「老朽橋梁を架け替え」記事打ち込み・編集(SEO対策、「Keywords」content編集。)、見出し、Topページ編集、写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	6	日	公明新聞記事チェック、
	7	月	公明新聞記事チェック、「新春街頭演説」記事打ち込み・編集(SEO対策、「Keywords」content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	8	火	公明新聞記事チェック、
	9	水	公明新聞記事チェック、
	10	木	公明新聞記事チェック
	11	金	公明新聞記事チェック、
	12	土	公明新聞記事チェック、
	13	日	公明新聞記事チェック、
	14	月	公明新聞記事チェック、
	15	火	公明新聞記事チェック、
	16	水	公明新聞記事チェック、「庁内で3日間にわたり政務調査会を開催」記事編集(SEO対策、「Keywords」content編集。)、見出し、Topページ編集、写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	17	木	公明新聞記事チェック、「平成31年 第343回 定例兵庫県議会 審議日程」記事編集、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ、掲載とチェック。
	18	金	公明新聞記事チェック、「北神急行の運賃低減を後押し」記事打編集(SEO対策、「Keywords」content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	19	土	公明新聞記事チェック、
	20	日	公明新聞記事チェック、
	21	月	公明新聞記事チェック、
	22	火	公明新聞記事チェック、
	23	水	公明新聞記事チェック、
	24	木	公明新聞記事チェック、
	25	金	公明新聞記事チェック、「石井国交相に要望」記事編集(SEO対策、「Keywords」content編集。)、見出し、Topページ編集、写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	26	土	公明新聞記事チェック、「生活、観光の“足”へ シェアサイクルで実証実験」記事打ち込み・編集(SEO対策、「Keywords」content編集。)、見出し、Topページ編集、写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	27	日	公明新聞記事チェック、
	28	月	公明新聞記事チェック、
	29	火	公明新聞記事チェック、
	30	水	公明新聞記事チェック、
	31	木	公明新聞記事チェック、

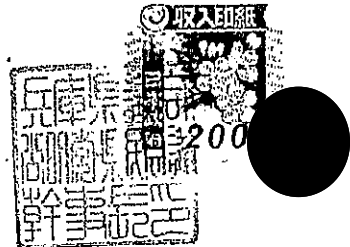
月	日	曜日	作業内容
2	1	金	公明新聞記事チェック、サーバー、データベース最適化処理、DBバックアップファイルのダウンロード、サイト内全ファイルダウンロード(バックアップ)
	2	土	公明新聞記事チェック、
	3	日	公明新聞記事チェック、
	4	月	公明新聞記事チェック、
	5	火	公明新聞記事チェック、
	6	水	公明新聞記事チェック、
	7	木	公明新聞記事チェック、
	8	金	公明新聞記事チェック、
	9	土	公明新聞記事チェック、
	10	日	公明新聞記事チェック
	11	月	公明新聞記事チェック、
	12	火	
	13	水	公明新聞記事チェック、「知事に保育料軽減事業の拡充を申し入れ」記事編集(SEO対策、「Keywords」content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、PDFファイル作成、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	14	木	公明新聞記事チェック、
	15	金	公明新聞記事チェック、
	16	土	公明新聞記事チェック、

17	日	公明新聞記事チェック、
18	月	公明新聞記事チェック、「“かかし”で町おこし」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
19	火	公明新聞記事チェック、「離島振興へ支援を」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
20	水	公明新聞記事チェック、
21	木	公明新聞記事チェック、
22	金	公明新聞記事チェック、
23	土	公明新聞記事チェック、
24	日	公明新聞記事チェック、
25	月	公明新聞記事チェック、
26	火	公明新聞記事チェック、
27	水	公明新聞記事チェック、
28	木	公明新聞記事チェック、

兵庫県議会公明党・県民会議 委託業務実績報告書

2019年3月

月	日	曜日	作業内容
3	1	金	公明新聞記事チェック、サーバー、データベース最適化処理、DBバックアップファイルのダウンロード、サイト内全ファイルダウンロード(バックアップ)
	2	土	公明新聞記事チェック、「谷井県議が第343回県議会で一般質問に登壇」記事編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。
	3	日	公明新聞記事チェック、「岸本県議が第343回県議会で代表質問に登壇」記事編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。
	4	月	
	5	火	公明新聞記事チェック、
	6	水	公明新聞記事チェック、「伊藤県議が第343回県議会で一般質問に登壇」記事編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。
	7	木	公明新聞記事チェック、「野口県議が第343回県議会で一般質問に登壇」記事編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。
	8	金	公明新聞記事チェック、
	9	土	公明新聞記事チェック
	10	日	公明新聞記事チェック、
	11	月	公明新聞記事チェック、「学習や情報発信する伊丹市センターが好評」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	12	火	公明新聞記事チェック、
	13	水	公明新聞記事チェック、「兵庫県内の夜間中学、「入学要件」緩和めざす」記事編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	14	木	公明新聞記事チェック、
	15	金	公明新聞記事チェック、
	16	土	公明新聞記事チェック、
	17	日	公明新聞記事チェック、「子育て支援、障がい児リハビリの拡充など迫る」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	18	月	公明新聞記事チェック、「福祉探求科」推進した公明が視察」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	19	火	公明新聞記事チェック、
	20	水	公明新聞記事チェック、「地域医療担う人材養成」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	21	木	公明新聞記事チェック、「第343回定例会における主な議案、請願に係る会派の態度及び議決結果」記事編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。
	22	金	公明新聞記事チェック、
	23	土	公明新聞記事チェック、
	24	日	公明新聞記事チェック、
	25	月	公明新聞記事チェック、「競馬場に調節池が誕生」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、記事写真、Topページ写真編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	26	火	公明新聞記事チェック、
	27	水	公明新聞記事チェック、「野口裕県議らCO2ゼロの発電所視察」記事打ち込み・編集(SEO対策、“Keywords” content編集。)、見出し、Topページ編集、掲載とチェック。前記記事、携帯版、Top、記事ページ編集、掲載とチェック。
	28	木	公明新聞記事チェック、
	29	金	公明新聞記事チェック、
	30	土	公明新聞記事チェック、
	31	日	公明新聞記事チェック、




政務調査業務委託契約書


- 1 委託業務の名称 兵庫県議会公明党・県民会議議員団に係る
ホームページ掲載に関する維持管理業務委託
- 2 委託業務の目的
兵庫県議会公明党・県民会議議員団（以下「議員団」という。）が行う政務調査に係る
活動状況等を、県民に対し広報することを目的とする。
- 3 委託業務の内容
 - (1) 議員団ホームページ掲載に関する維持管理業務
 - (2) 上記(1)に関連して必要となる業務
- 4 契約期間
本契約の契約期間は、平成28年4月1日から1年間とする。ただし、契約期間満了日
の3ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本契約は自
動的に一年間延長されるものとし、以降も同様とする。
- 5 業務委託料 金907,200円
(うち取引に係る消費税および地方消費税の額67,200円)

上記の委託業務について、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）
は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締
結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年4月1日

(甲) 住所 神戸市中央区下山手通5-10-1
氏名 兵庫県議会公明党・県民会議議員団
幹事長 

(乙) 住所 西宮市下大市東町17-6-201
氏名 合資会社 ソフト工房文人
城村 文人 

(目的)

第1条 本委託契約は、甲が、広く県民に対して議員団の政務調査に係る活動状況等を広報するため、乙に対してこれを委託することを目的とする。

(業務の内容及び方法)

第2条 委託業務の内容は、契約書第3に定める業務とする。なお、その他、甲は必要に応じ、乙に対して業務に係る指示をすることができる。

(実績報告書の提出及び検査)

第3条 乙は、四半期ごとに当該期間に係る委託業務実績報告書を、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定に基づく委託業務実績報告書の提出を受けたときは、委託業務の実績を確認するための検査を実施するものとし、検査に合格しないときは、乙に対し修補を求めるものとする。

(委託料の支払い)

第4条 乙は、前条の検査が完了したときは、契約書第5に規定する業務委託料に、4分の1を乗じて得た額を請求することができる。

2 甲は、乙から前項に基づく請求があったときは、速やかに委託料を支払わなければならない。

(契約内容の変更)

第5条 契約の内容を改める必要が生じた場合は、甲乙双方協議の上決定する。

(遵守事項)

第6条 乙は、業務履行中に知り得た秘密を他にもらしてはならない。

2 乙は、業務履行については、善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

3 乙は、業務履行について、必要に応じて甲と協議の上行わなければならない。

(第三者の損害)

第7条 乙は、業務上第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。

(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、本契約により生じた権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又はその業務を第三者に委託し、若しくは請負わせてはならない。ただし、甲が承認した場合は、この限りでない。

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、免除する。

(契約の解除)

第10条 甲及び乙は、いつでも本契約を解除することができる。

(補則)

第11条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めることとする。

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目																					
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																					
13	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <p>お振込金額 ￥146,448 振込手数料 ￥540</p> <p>お受取人は [REDACTED]</p> <p>ナカタ ツケ キ 様</p> <p>お振込人は ヒヨウコ ケンキ カイコウメイトウ ケンミンカイ キ 様</p> <p>お取扱日 31. 4. 9 電信振込</p>	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分 案分の説明</td> <td>(00%)</td> </tr> <tr> <td>会派政務活動費 補助員業務委託料 2月分 ¥146,988-</td> <td></td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分 案分の説明	(00%)	会派政務活動費 補助員業務委託料 2月分 ¥146,988-													
		共通案分率	50%																			
	25%																					
それ以外の案分 案分の説明	(00%)																					
会派政務活動費 補助員業務委託料 2月分 ¥146,988-																						
4/9	<table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>機番</td> <td>年 月 日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> <td>7131. 4. 9</td> <td>14:43</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>6633</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>店番号</td> <td colspan="2">口座番号等</td> </tr> <tr> <td>[REDACTED]</td> <td>[REDACTED]</td> <td colspan="2">[REDACTED]</td> </tr> </table> <p>三井住友銀行</p>	取扱店	機番	年 月 日	時刻	[REDACTED]	[REDACTED]	7131. 4. 9	14:43				6633	銀行番号	店番号	口座番号等		[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]		<p>案分率</p> <p>印紙税申告納 付につき廻可 税務警承認済</p>
取扱店	機番	年 月 日	時刻																			
[REDACTED]	[REDACTED]	7131. 4. 9	14:43																			
			6633																			
銀行番号	店番号	口座番号等																				
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]																				

作業完了報告書

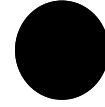
平成31年3月31日

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution

〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL:079-453-6035
FAX:079-453-6035



下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 2月分
納品日	平成31年3月31日
作業内容	■政務活動費補助員業務 <月次業務> <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡



業務委託契約書



兵庫県議会公明党・県民会議（以下「甲」という。）と R-evolution（以下「乙」という。）は、以下のとおり業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は乙に対し、別紙の業務明細に定める業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の遂行方法）

第2条 乙は、本業務を善良なる管理者の注意をもって遂行する。

2 乙は、本業務の履行について、必要に応じて甲との協議を行うものとする。

（業務委託料・業務遂行に伴う費用）

第3条 甲は乙に対し、本業務の対価として、月額委託料 金 81,600 円（消費税別途）、決算時は、別途決算時業務委託料 金 68,400円（消費税別途）を支払う。

2 甲は、前項に定める委託料を、第1条に定める月次業務完了後に、乙からの請求に基づき支払うものとする。なお、支払いは請求書を受理した月の翌月末までに支払うものとする。

（契約期間・契約更新）

第4条 契約期間は平成27年5月1日から平成28年3月31日までとする。

2 契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに1年間自動的に延長されるものとし、以降も同様とする。

（再委託の制限）

第5条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（報告）

第6条 乙は、甲からの請求があったときは、本業務の履行状況につき、直ちに甲に報告しなければならない。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本契約期間中又は期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

2 前項の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

- ①公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実
- ②第三者から適法に取得した事実
- ③開示の時点ですでに保有していた事実
- ④法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

（損害賠償）

第8条 甲及び乙は、本契約に違反することにより、相手方に損害を与えたときは、その損害の全てを賠

償しなければならない。

(解除)

第9条 甲及び乙は、甲乙協議の上、いつでも本契約を解除することができるものとする。

(裁判管轄)

第10条 甲及び乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項及び本契約の解釈等に疑義が生じた事項については、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

平成27年5月1日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県議会 公明党・県民会

幹事長 岸本 かずな

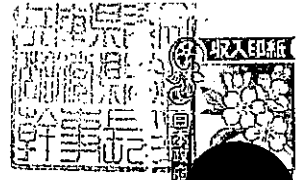
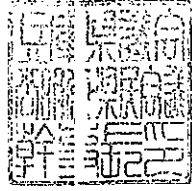


乙 加古川市加古川町北在家 2268

R-evolution

代表 中田 成紀





契約内容変更に関する覚書

兵庫県議会公明党・県民会議（以下「甲」という。）と R-evolution（以下「乙」という。）は、平成27年5月1日付で締結した業務委託契約について、下記の通り覚書を締結する。

記

- 1 業務委託契約第1条に定める業務明細を、別紙のとおり改訂する。
- 2 前項の業務明細の変更に伴い、業務委託契約第3条1項に定める業務委託料について、平成26年12月分より以下の通り改訂する。

月額委託料	金	135,600	円	(消費税別途)、
決算時業務委託料	金	84,000	円	(消費税別途)

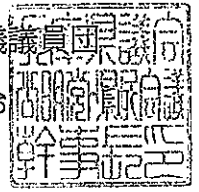
以上

平成27年12月1日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県議会 公明党・県民会議

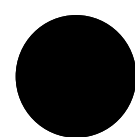
幹事長 岸本 かずなお



乙 加古川市加古川町北在家 2268

R-evolution

代表 中田 成紀



【別紙】

政務活動費補助員業務 業務明細

【月次業務】

NO	業務	内容
1	議員への提出期限連絡	メールで議員・会派事務員に提出期限を連絡
2	議員への提出催促	期限超過で未提出議員に対して、電話で提出催促
3	会派分の政務活動費支出処理	会派の政務活動にかかる経費の支払い(控室事務費・視察旅費等)
4	会派支出にかかる書類作成	会派分の領収書添付様式・活動報告書類の作成
5	領収書添付様式の確認・スキャン	会派および議員の領収書添付様式の内容確認・スキャン作業
6	会計帳簿の作成	議員、会派の領収書添付様式をもとに会計帳簿、月別支出報告書を作成
7	会派チェック後の修正対応	修正が発生した場合の対応
8	伝法事務所チェックの対応	チェック依頼の連絡、修正が発生した場合の対応
9	議会事務局への書類提出準備	会計帳簿、月別支出報告書を印刷し、領収書添付様式とセットし提出準備
10	議会事務局チェックの対応	修正が発生した場合の対応
11	議員の政務活動費の支払い	決裁後、議員の支出済み政務活動費を各口座に振込み

【決算月業務】

NO	業務	内容
1	収支報告書等の作成	議員・会派の収支報告書等の作成・印刷
2	議会事務局チェックの対応	修正が発生した場合の対応
3	精算処理	通帳内容の確認と返金処理

(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【 共 通 】

(令和元年 5 月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名)

整理 番号	使 途 項 目														
/	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費														
5/7	1--5--7 振替 4,037 SMBC(ウケイ材カ)	案分率	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">共通案分率</td> <td style="text-align: left;">50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">それ以外の案分</td> <td style="text-align: left;">100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">産経新聞</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">H31.4月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">¥4,037</td> </tr> </table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	100%	案分の説明		産経新聞		H31.4月分		¥4,037	
共通案分率	50%														
それ以外の案分	100%														
案分の説明															
産経新聞															
H31.4月分															
¥4,037															

2019年04月分
下山手通 5

領 収 証

No. 1- 213-0007-000

兵庫県議会 公明党県民会議議員団 様

お知らせ 領収日 2019年 5 月 7 日

品 名	部	金	額
産経新聞セット	1		4,037
合 計 (内消費税等)			¥ 4,037 (¥299)

新聞配達アルバイト募集中。
朝刊のみ、夕刊のみでも可。
配達部数、時間など応相談。
お気軽にお電話ください。

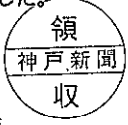
毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。

産経新聞三宮専売所
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-14-10
TEL: 078-392-1017

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)


整理番号	使 途 項 目																									
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																									
3	1--5--7:振替	*4,037:SMBC(コウシン)																								
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>神戸新聞</td> </tr> <tr> <td></td> <td>H31.4月分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>¥4,037-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	神戸新聞		H31.4月分		¥4,037-												
共通案分率	50%																									
	25%																									
それ以外の案分	100%																									
案分の説明	神戸新聞																									
	H31.4月分																									
	¥4,037-																									
5/17	<p style="text-align: center;">領 収 証</p> <p>2019年04月分 No. 5- 13-0184-000</p> <p>県庁3号館 3F 兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部</th> <th>金 額</th> <th>お知らせ</th> <th>領収日</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸新聞社</td> <td>1</td> <td>4,037</td> <td rowspan="2">自動払込を推奨しております。 クレジット・銀行・郵便局とお支払い方法は選んでいただけます。お申込みは販売店までご連絡ください。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>¥ 4,037</td> <td>毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>株式会社神戸新聞神戸中央販売 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目15-1 TEL: 078-331-0218 FAX: 078-331-7114</p> <div style="text-align: right;">  </div>		銘 柄	部	金 額	お知らせ	領収日	年	月	日	神戸新聞社	1	4,037	自動払込を推奨しております。 クレジット・銀行・郵便局とお支払い方法は選んでいただけます。お申込みは販売店までご連絡ください。					合 計		¥ 4,037	毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。				
銘 柄	部	金 額	お知らせ	領収日	年	月	日																			
神戸新聞社	1	4,037	自動払込を推奨しております。 クレジット・銀行・郵便局とお支払い方法は選んでいただけます。お申込みは販売店までご連絡ください。																							
合 計		¥ 4,037		毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。																						

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名)

整理 番号	使 途 項 目										
4	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費										
	1--5-23: 振替: *4,900: SMBC(ニッケイバンク)	共通案分率 50% 25%	それ以外の案分 100%								
		案分率 日本経済新聞 R元年5月分 ¥4,900-	案分の説明								
5/23	<p>2019年5月分 領収証 読者No. 00003421-201905-1 県議会 公明党・県民会議議員団 様 中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁第3号館3F (2-5)</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘柄</th> <th>部数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本経済新聞</td> <td>1</td> <td>4,900*</td> </tr> </tbody> </table>	銘柄	部数	金額	日本経済新聞	1	4,900*	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>¥4,900*</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税込み)</p>		合計金額	¥4,900*
銘柄	部数	金額									
日本経済新聞	1	4,900*									
合計金額											
¥4,900*											
	<p>購読料のお支払には便利なクレジット及び口座振替をご利用下さい 株式会社 日経神戸販売 〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-33 TEL.078-371-2040 FAX.078-371-2886 毎度ご愛読有難うございます。 上記金額正に領収いたしました。</p>		<p>0120-53-7888</p> 								
	<p>◎当社ではこの領収書以外は使用しておりません。</p>										


(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名)

整理 番号	使 途 項 目																																				
5	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費																																				
	1--5-23: 振替: *4,037: SMBC(307*)	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">毎日新聞</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和元年5月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">¥4,037-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		毎日新聞		令和元年5月分		¥4,037-																						
共通案分率	50%																																				
	25%																																				
それ以外の案分	100%																																				
案分の説明																																					
毎日新聞																																					
令和元年5月分																																					
¥4,037-																																					
5/23	<table border="1"> <tr> <td>読者</td> <td>70-001-0141-000</td> <td>No.01-001</td> <td colspan="2">領 収 証 19 年 5 月 度</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">公明党・県民会議議員団 様</td> </tr> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部数</th> <th>金 額</th> <th colspan="2">領 収 金 額</th> </tr> <tr> <td>毎日新聞</td> <td>1</td> <td>4,037</td> <td colspan="2">4,037 円</td> </tr> <tr> <td colspan="5">上記金額正に領収いたしました。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>本体価格</td> <td>¥3,738</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>消費税</td> <td>¥299</td> </tr> </table>		読者	70-001-0141-000	No.01-001	領 収 証 19 年 5 月 度		公明党・県民会議議員団 様					銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額		毎日新聞	1	4,037	4,037 円		上記金額正に領収いたしました。								本体価格	¥3,738				消費税	¥299
読者	70-001-0141-000	No.01-001	領 収 証 19 年 5 月 度																																		
公明党・県民会議議員団 様																																					
銘 柄	部数	金 額	領 収 金 額																																		
毎日新聞	1	4,037	4,037 円																																		
上記金額正に領収いたしました。																																					
			本体価格	¥3,738																																	
			消費税	¥299																																	
(株)神戸毎日舎 神戸市中央区元町通5丁目3-1 TEL: 078-351-1881																																					
毎日新聞がパソコン、スマートフォンで読める「愛読者セット」受付中!																																					


(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名)

整理 番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
6	1--5-27 振替	*4,037 ショッピング代付												
			<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">案分の説明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">朝日新聞</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和元年5月分</td> </tr> <tr> <td colspan="2">¥4,037-</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		朝日新聞		令和元年5月分
共通案分率	50%													
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明														
朝日新聞														
令和元年5月分														
¥4,037-														
<table border="1"> <tr> <td>080-0243000</td> <td>2019年5月分</td> <td>領収証</td> </tr> <tr> <td colspan="3">下山手通5-10-1県庁3号館 B-5</td> </tr> <tr> <td colspan="3">兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様</td> </tr> </table>			080-0243000	2019年5月分	領収証	下山手通5-10-1県庁3号館 B-5			兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様					
080-0243000	2019年5月分	領収証												
下山手通5-10-1県庁3号館 B-5														
兵庫県議会 公明党・県民会議議員団様														
5/27	<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部数</th> <th>金 額</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝 日 新 聞</td> <td>1</td> <td>4037</td> <td>4,037 円</td> </tr> </tbody> </table>		銘 柄	部数	金 額	合 計	朝 日 新 聞	1	4037	4,037 円				
	銘 柄	部数	金 額	合 計										
朝 日 新 聞	1	4037	4,037 円											
<p>金額には消費税を含みません。 上記金額正に領収額を請求しました。</p> <p>No.1022397 </p>														
<p>朝日新聞兵庫販売株式会社 神戸三宮店</p> <p>中央区中山手通4-18-27 TEL: 078-251-0223</p> <p>FAX: 078-241-4586</p>														
<p>毎度ご愛読ありがとうございます。お支払には便利な金融機関での自動引落もご利用になれます。</p>														

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名)


整理 番号	使 途 項 目										
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費										
7	1--5-27 振替	*4,037 SMBC(コウハシヨウ)									
		<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td>神戸新聞 令和元年5月分 ¥4,037</td> </tr> </table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	神戸新聞 令和元年5月分 ¥4,037	
共通案分率	50%										
	25%										
それ以外の案分	100%										
案分の説明	神戸新聞 令和元年5月分 ¥4,037										
領 収 証											
2019年05月分		No. 5- 13-0184-000									
5/27 県庁3号館 3F 兵庫県議会公明党・県民会議議員団 様											
<table border="1"> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>神戸新聞社</td> <td>1</td> <td>4,037</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>¥ 4,037</td> </tr> </table>	銘 柄	部	金 額	神戸新聞社	1	4,037	合 計		¥ 4,037	お知らせ 領収日 年 月 日 自動払込を推奨しております。 クレジット・銀行・郵便局とお支払い方法は選んでいただけます。お申込みは販売店までご連絡ください。 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。	
銘 柄	部	金 額									
神戸新聞社	1	4,037									
合 計		¥ 4,037									
株式会社神戸新聞神戸中央販売 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目15-1 TEL: 078-331-0218 FAX: 078-331-7114											
		領 収 印 神戸新聞									

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
8	1--5-27:振替 *4,400	共通案分率 50%						
		それ以外の案分 25%						
		それ以外の案分 100%						
		案分の説明						
		読売新聞						
		令和元年5月分						
		¥4,400						
		案分率						
	 読売新聞 領収書 <table border="1" style="float: right;"> <tr> <td>区域</td> <td>お問合せNo</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>0003167</td> </tr> </table>		区域	お問合せNo	14	0003167		
区域	お問合せNo							
14	0003167							
	議会公明党 県民会議議員団 様 下山手通4-17-3 兵庫県庁3号館 3F 1/1							
	2019年05月 4,400円 上記の通り領収致しました。							
	56-0 紀州みなべ 甘仕立南高梅! 銀四郎麺業、小豆島手延素麺 榮太郎総本舗あんみつ販売中! YC東神戸 兵庫県神戸市 中央区花隈町22-3 078-341-4169							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>部数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>読売新聞</td> <td>1</td> <td>4,400</td> </tr> </tbody> </table>		内容	部数	金額	読売新聞	1	4,400
内容	部数	金額						
読売新聞	1	4,400						
	領収印 							
5/27								

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名)

整理 番号	使 途 項 目																								
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> ・人件費																								
9	<p>ご利用明細</p> <p>本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてごらんください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <table border="1"> <tr> <td>お振込金額</td> <td>¥237,168</td> </tr> <tr> <td>振込手数料</td> <td>¥540</td> </tr> </table> <p>お受取人は</p> <p>ナカタ ヲケキ 様</p> <p>お振込人は</p> <p>ヒヨウゴ"ケソキ"カイコウメイトウ ケソミンカイ キ" 様</p> <p>お取扱日 1. 5. 24 電信振込</p>	お振込金額	¥237,168	振込手数料	¥540	<table border="1"> <tr> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td> <p>政務活動費 補助員業務委託料 3月分 ¥237,708-</p> </td> </tr> </table> <p>案分率</p>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明	<p>政務活動費 補助員業務委託料 3月分 ¥237,708-</p>											
		お振込金額	¥237,168																						
振込手数料	¥540																								
共通案分率	50%																								
	25%																								
それ以外の案分	100%																								
案分の説明	<p>政務活動費 補助員業務委託料 3月分 ¥237,708-</p>																								
5/24	<table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>機番</td> <td>年 月 日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td></td> <td>71</td> <td>1. 5. 24</td> <td>14:40</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>4409</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>店番号</td> <td colspan="2">口座番号等</td> </tr> <tr> <td colspan="4">三井住友銀行</td> </tr> </table>	取扱店	機番	年 月 日	時刻		71	1. 5. 24	14:40				4409	銀行番号	店番号	口座番号等		三井住友銀行				<table border="1"> <tr> <td>印紙税申告納</td> </tr> <tr> <td>付につき返却</td> </tr> <tr> <td>税務署承認済</td> </tr> </table>	印紙税申告納	付につき返却	税務署承認済
取扱店	機番	年 月 日	時刻																						
	71	1. 5. 24	14:40																						
			4409																						
銀行番号	店番号	口座番号等																							
三井住友銀行																									
印紙税申告納																									
付につき返却																									
税務署承認済																									

作業完了報告書

平成31年4月25日

兵庫県議会公明党・県民会議 御中

R-evolution

〒675-0031
加古川市加古川町北在家2268

TEL:079-453-6035
FAX:079-453-6035



下記の業務内容を作業致しました。

件名	政務活動費補助員業務 3月分
納品日	平成31年4月25日
作業内容	<p>■政務活動費補助員業務</p> <p><月次業務></p> <ul style="list-style-type: none">・議員への提出期限連絡・内容チェック・議員の会計帳簿、月別支出報告書の作成・会派の会計帳簿、月別支出報告書の作成・修正作業・事務局との連絡 <p><決算月業務></p> <ul style="list-style-type: none">・議員の収支報告書等の作成・会派の収支報告書等の作成

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費・人件費)	
10	1-5-7 振替	*4,732 SMBC(〒720-1711)
5/7		それ以外の案分 100% 案分の説明 会派政務活動費 業務委託用パソコン WiMAX利用料 3月分 ¥4,732-

(100%政務活動にか
かるものである)

ご利用明細照会

2019年03月 [表示](#)

ご請求明細名	備考	パケット数	金額
YAMADA Wi-Fiプレミアム			0
ユニバーサルサービス使用料			2
おトク割・長期割			-500
Flat ツープラス ギガ放題au2年		48,534,006	4,880
消費税			350
ご請求額			4,732

[メニュー](#)

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
11	1--5--7 振替	*8,086 SMBC(アスクル)
5/7		

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	100%
案分の説明	
案分率	アスクル 来客用お茶代 3月分 ¥4,998 × 25% = ¥1,244
*	共通案分率を適用
*	請求書参照

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名)

整理番号	使 途 項 目													
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
12 5/7	1--5--7 振替	*8,086 SMBC(アスクル)												
			<table border="1"><tr><td>共通案分率</td><td>50%</td></tr><tr><td></td><td>25%</td></tr><tr><td>それ以外の案分</td><td>100%</td></tr><tr><td>案分の説明</td><td></td></tr><tr><td>案分率</td><td>アスクル 事務用品代 3月分 ¥3,108×50% = ¥1,554</td></tr><tr><td>※</td><td>共通案分率に適用</td></tr><tr><td>※</td><td>請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50%		25%	それ以外の案分	100%	案分の説明		案分率	アスクル 事務用品代 3月分 ¥3,108×50% = ¥1,554	※
共通案分率	50%													
	25%													
それ以外の案分	100%													
案分の説明														
案分率	アスクル 事務用品代 3月分 ¥3,108×50% = ¥1,554													
※	共通案分率に適用													
※	請求書参照													
請求書の原本はNo.5-11 に添付しています														

650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通5-10-1
県庁3号館3階



お問い合わせ番号 20706592

兵庫県議会公明党

様

B1 111861# 00001/00001 20706592 U A D F



00177824 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂
アスクル事業部
兵庫県神戸市兵庫区
塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3727

FAX: 078-371-1883

お買い上げいただきましてありがとうございます。

記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

8,086円

うち消費税等 (

598円)

お支払い日 ▶ 2019年 05月 07日

お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関	
支店	
口座	

ヒヨウゴ ケンキ カイコメイトウ.ケンミンカイ* カンシ

対象期間

2019/03/01 ~ 2019/03/31

当月お買い上げ金額

8,254円

当月返品金額

0円

当月値引金額

-168円

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/クレー
03/05 84821613					
652-897 ボルヴィック 330ml 1セット(48本)	1	3,357	3,357		8.0
542-680 V1 スーパーホワイト+ A4 1箱(500枚入×10冊)	1	3,108	3,108		8.0 *
548-791 ゴールドスペシャル1kg	1	1,468	1,468		8.0
880-776 リプトンイエローラベルピラミッド型パック	1	321	321		8.0
912-5853 飲食2019春夏5%OFFクーポン	1	-168	-168		8.0
		小計	8,086	様ご発注分	

飲食代(0)

事務用品(Δ)

3357

1468

321

168

¥ 4978

¥ 3108

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名)

整理 番号	使 途 項 目		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費													
14	1--5-27 振替	*6,921 SMBC(アスクル)	<table border="1"><tr><td data-bbox="1125 369 1292 436">共通案分率</td><td data-bbox="1300 369 1396 436">50%</td></tr><tr><td data-bbox="1125 436 1292 504">それ以外の案分</td><td data-bbox="1300 436 1396 504">25%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1125 504 1396 548">それ以外の案分 100%</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1125 548 1396 593">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1125 593 1396 851">アスクル 事務用品代 4月分 ¥3,108 × 50% = ¥1,554</td></tr><tr><td data-bbox="1093 616 1125 716" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1125 851 1396 907">* 共通案分率を適用</td></tr><tr><td data-bbox="1125 907 1396 974">* 請求書参照</td></tr></table>	共通案分率	50%	それ以外の案分	25%	それ以外の案分 100%		案分の説明		アスクル 事務用品代 4月分 ¥3,108 × 50% = ¥1,554		案分率	* 共通案分率を適用	* 請求書参照
共通案分率	50%															
それ以外の案分	25%															
それ以外の案分 100%																
案分の説明																
アスクル 事務用品代 4月分 ¥3,108 × 50% = ¥1,554																
案分率	* 共通案分率を適用															
	* 請求書参照															
5/27	請求書の原本は No.5-13 に添付しています。															

650-0011
兵庫県神戸市中央区
下山手通5-10-1
県庁3号館3階



お問い合わせ番号 20706592

兵庫県議会公明党

様

B1 139508# 00001/00001 20706592 U A D



00220377 C11-U1

アスクル担当販売店

株式会社明光堂

アスクル事業部

兵庫県神戸市兵庫区

塚本通5-2-3



645915 002

TEL: 078-576-6288

担当:アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 078-362-3727

FAX: 078-371-1883

ご購入いただきましてありがとうございます。

記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額 **6,921円**

うち消費税等 (512円)

お支払い日 ▶ 2019年 05月 27日

お支払い方法 ▶ 自動引落

金融機関	
支店	
お引落 口座	

ビヨウケンギカイウメイトウケンミンカイカン

対象期間 2019/04/01 ~ 2019/04/30

当月お買い上げ金額 7,089円

当月返品金額 0円

当月値引金額 -168円

上記ご指定の口座よりお引落しさせていただきます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/グリー-
04/01 89835811					
652-897 ボルヴィック 330ml 1セット(48本)	1	3,357	3,357		8.0
542-680 V1スーパーホワイト+ A4 1箱(500枚入×10冊)	1	3,108	3,108		8.0 *
284-9532 クレマトップ ハーフ&ハーフ 4ml 1袋(40個入)	2	200	400		8.0 *
826-575 エコフィルターペーパー 1×4	1	224	224		8.0
912-5853 飲食2019春夏5%OFFクーポン	1	-168	-168		8.0
		小計	6,921	様ご発注分	

飲食料代(0)

事務用品(Δ)

3357

400

224

-168

¥3813

¥3,108

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)
(議員名)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
15	1--5-20: 振替: *33,530: RL)のツヨクヨウカイ :	共通案分率 50% 25%
		それ以外の案分 100% 案分の説明 複合機 ⁰ パフォーマンス チャージ料 案分率 $¥33,530 \times 50\%$ $= ¥16,765-$ * 共通案分率を適用 * 請求書参照
5/20		

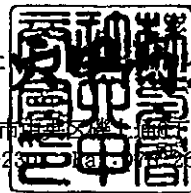
請 求 書

〒 650-0011
 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県議会公明党・県民会議議員団

御中

16800000


株式会社  神戸支店

〒651-0086 神戸市中央区南長狭通1番23号
 Phone: 078-265-2302 (Fax) 078-265-2302
 取引銀行

毎度格別のお引立て預かりありがとうございます。

下記の明細の通り御請求申し上げます。

(自動引落)

担当者	検収
	

■請求締切日 2019/ 4/30 ■お支払予定日 2019/ 5/20 ■当月お買上高合計 33,530

前回請求額	ご入金額	繰越金額	当月お買上高		合計請求額
			税抜御買上額	消費税	
58,028	58,028	0	31,047	2,483	33,530

当月ご請求額
¥ 33,530

*:税込

年月日 問合せ番号	商品・規格	数量	単価	お買上高 消費税	お支払高	摘要
2019/ 4/ 8 0000016651	パフォーマンスチャージ料 MPC4001カ好ヨ 619839 伝票単位消費税	1	31,047	31,047 2,483		
	【伝票計】			33,530		
2019/ 4/22 0000005954	自動引落-リコーリース20日				58,028	
	【伝票計】			0		
	以下余白					

累計		¥33,530	¥58,028
----	--	---------	---------

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年 5月分)

(会派名 公明党・県民会議議員団)

(議員名)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
16	1--5-27 振替	*4,732 SMBC(ヤマダ"イブイ")
5/27		

共通案分率	50%
	25%
それ以外の案分	100%
案分の説明	会派政務活動費 業務委託用パソコン WiMAX利用料 4日分 ¥4,732 -

100%政務活動にか
かかるものである

ご利用明細照会

2019年04月 [表示](#)

ご請求明細名	備考	パケット数	金額
YAMADA Wi-Fiプレミアム			0
ユニバーサルサービス使用料			2
おトク割・長期割			-500
Flat ツープラス ギガ放題au2年		79,847,266	4,880
消費税			350
ご請求額			4,732

[メニュー](#)

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年6月分)
(会派名 公明党・県民会議議員団)
(議員名)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
7	共通案分率	50%
	それ以外の案分	25%
	案分の説明	産経新聞 R1.5月分 ¥4,037-
	案分率	100%

2019年05月分
下山手通5

産経新聞 領収証 No. 1-213-0007-000

兵庫県議会 公明党県民会議議員団 様

銘 柄	部	金 額	お知らせ 領収日2019年6月6日 新聞配達アルバイト募集中。 朝刊のみ、夕刊のみでも可。 配達部数、時間など応相談。 お気軽にお電話ください。 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。
産経新聞セット	1	4,037	
合 計 (内消費税等)		¥ 4,037 (¥299)	

6/6

産経新聞三宮専売所
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4-14-10
TEL: 078-392-1017

産経新聞
領収印
販売所